

# 青森県報

第千九百二十九号

平成十三年十月三日(水曜日)

## 目次

### 告示

- 新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………(市)興町課 ……一
- 右 同……………( 同 ) ……一
- 字区域の変更……………( 同 ) ……一
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港)漁場整備課 ……二

### 公告

- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村)整備課 ……二
- 土地改良事業計画変更の認可……………( 同 ) ……二
- 県営土地改良事業計画の決定……………( 同 ) ……三
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………( 同 ) ……三
- 砂利採取業務主任者試験の施行……………(河川)砂防課 ……三
- 県有地の売却に係る一般競争入札……………(経 理 課) ……四

## 告 示

### 青森県告示第五百三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、平内町長から平内町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確

認し、この土地を平内町大字稲生字稲生に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十三年十月三日

青森県知事 木 村 守 男

東津軽郡平内町大字稲生字稲生五三に隣接し、及び五七の地先公有水面埋立地 一、一五七・九九平方メートル

### 青森県告示第五百三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、六ヶ所村長から六ヶ所村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を六ヶ所村大字泊字焼山に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十三年十月三日

青森県知事 木 村 守 男

上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九九二の一、九九三の一、九九三の二及びこれらの区域に介在する水路である国有地の地先公有水面埋立地 一六、二五八・〇四平方メートル

### 青森県告示第五百三十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、六

ケ所村長から六ヶ所村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十三年十月三日

青森県知事 木 村 守 男

上北郡六ヶ所村大字泊字泊山国有林四三林班は、小班の一部、四三林班は小班の一部、四三林班と小班の一部を字焼山に編入する。

青森県告示第五百四十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十一年十一月一日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十三年九月二十六日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで青森市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成十三年十月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

青森市港町二丁目九三二及び港町三丁目九三二の一 地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ春分・秋分

の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 青森漁港西防波堤灯台（北緯四〇度五〇分〇三秒、東経一四〇度四六

分一一秒）から一三七度〇〇分五六一・〇〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から一度〇〇分一九・二メートルの地点

③の地点 ②の地点から九〇度三〇分一三五・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一八一度〇〇分一九・二メートルの地点

3 面積

二、六二七・二二平方メートル

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、廻堰大溜池土地改良区の定款の変更を平成十三年九月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十三年十月三日

青森県知事 木 村 守 男

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、廻堰大溜池土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十三年九月二十六日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十三年十月三日

青森県知事 木 村 守 男

事業名 維持管理

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、待井地区の県営土地改良事業（ため池等整備）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十月三日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年十月四日から同年十一月一日まで

三 縦覧の場所

福地村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、高野川地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十月三日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年十月四日から同年十一月一日まで

三 縦覧の場所

川内町役場

砂利採取業務主任者試験の施行

平成十三年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

平成十三年十月三日

青森県知事 木村守男

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十三年十一月九日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方二丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」四階 会議室「奥入瀬」

二 試験科目等

試験は、筆記による試験とし、その試験科目は次に掲げる事項とする。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

平成十三年十月九日から同月二十六日まで（郵送の場合は同月二十六日付け消印のあるものまで有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 履歴書 一通

3 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

七千六百円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）

七 その他

その他

受験願書及び履歴書の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課で配布する。(郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手をはり付けたものを同封すること。)

後日、受験者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十三年十月三日

青森県知事 木村守男

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

物件	所在地	地目	地積
1	弘前市大字栄町三丁目一〇の三	宅地	三五八・二七平方メートル
2	むつ市金曲二丁目六二	宅地	一七七・〇五平方メートル

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

物件1 弘前市大字栄町三丁目一〇の三

物件2 むつ市金曲二丁目六二

四 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局経理課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

物件1 弘前市大字蔵主町四 青森県弘前合同庁舎 別館三階 第一会議室

2 物件2 むつ市中央一丁目一の一八 青森県むつ合同庁舎 新館三階 中会議室  
日時

物件1 平成十三年十月二十四日 午前十一時

物件2 平成十三年十月二十五日 午前十一時三十分

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件1については、平成十三年十月十七日午前十一時から、弘前市大字栄町三丁目一〇の三において現場説明を行う。

物件2については、平成十三年十月十八日午前十一時から、むつ市金曲二丁目六二において現場説明を行う。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭